

ジェネリック医薬品

差額通知を送付

国民健康保険・後期高齢者医療制度加入の方へ

現在処方されている薬をジェネリック医薬品へ切り替えた場合、自己負担額がどれくらい軽減できるかがわかるお知らせをお送りします。

ジェネリック医薬品は、先発医薬品の特許期間終了後に製造されるため、先発医薬品と比べ安価ですが、有効性や品質、安全性は同等です。また、薬事法に基づいた厳正な審査を経たうえで流通しています。

医療の質を落とさずに自己負担を軽くするとともに、利用する保険制度全体の医療費を抑えることにもつながりますので、

ジェネリック医薬品のご利用をご検討ください。

「対象となる方」国民健康保険加入者または後期高齢者医療制度の被保険者のうち、生活習慣病等の医薬品が処方されている方で薬代が一定額以上軽減されると見込まれる方

※すべての被保険者の皆さんにお送りするものではありません。通知が届かなかった方も切り替えることで薬代が安くなる場合があります。

「送付時期」国保・毎月下旬※同じ方に数か月の間隔を空けて複数回送付することがあります。

後期高齢者医療：12月中旬

【注意事項】

○すべての医薬品にジェネリック医薬品があるとは限りません。

○症状などにより処方できない場合があります。

○切り替えをご希望の場合には、必ず医師・薬剤師にご相談ください。

【国保医療保険課医療保健係】

☎(3647)8516

FAX(3647)8443

通知サポートデスク(平日午前9時～午後5時)

☎0120(433)400

【後期高齢者医療】東京都後期高齢者医療広域連合保健事業・医療費適正化係

☎(3222)4507

通知サポートデスク(発送日の

区政最前線

区長室から



区長 山崎孝明

地震・豪雨・猛暑と続いた今年

「天災は忘れた頃にやってくる」。この言葉は、災害はその被害を忘れたところに再び起こるものだという警句として引用されますが、昨今の災害は忘れるどころか、被災の爪跡が残るうちに起きています。

今年度の地震災害では、6月に大阪府北部地震が発生し、倒壊したブロック塀の下敷きになり尊い命が奪われました。区は直ちに公共施設および学校施設に設置しているブロック塀等の緊急点検を行い対応いたしました。

9月の北海道胆振東部地震では

山の斜面が崩れるなどして多くの犠牲者を出し、地震の影響で北海道全域が一時停電する事態となりました。

一方、近年は極端な気象現象が増加し、この夏、記録的な猛暑に見舞われ、熱中症患者が急増しました。また、活発な前線や猛烈な台風が数十年前に一度と違った記録的な大雨や暴風を各地にもたらし、人的被害・物的被害は甚大なものとなりました。これは、地球温暖化が影響して

区では効果的な防災・減災対策を進め、災害から区民の生命と財産を守ることを最優先して

取り組んでいます。災害に備えては、皆さん一人ひとりが自主的に防災に対する意識を高めていただくことが最も重要です。家族や地域、職場などで話し合ってお互いに協力していただくことをお願いします。

今年も残り少なくなりましたが、お体に気をつけて健やかに過ごしてください。来年は平穏無事な年になってもらいたいと心から願っております。

政治家の寄附は禁止!!

お金のかからない公正な選挙の実現のために

政治家(候補者、候補者になろうとする者および現に公職にある者)が、選挙区内の人に寄附をすることは、法律で厳しく禁止されています。また、有権者が政治家に寄附を勧誘したり、求めることも禁止されています。

公正な選挙、お金のかからない選挙の実現のため、ご理解をお願いいたします。

寄附が禁止されているもの

- お歳暮やお年玉、入学祝い、卒業祝い
- 病氣見舞い
- 開店祝いや落成式の花輪
- お祭り・地域行事やスポーツ大会への寄附や差し入れ
- 町内会の集会や旅行等の催物への寸志や飲食物の差し入れ

☎0120(336)060

介護スタッフ養成研修

「高齢者の生活援助」の基本を3日間で習得

介護予防・日常生活支援総合事業における、「区独自の介護サービス」を充実させるため、介護スタッフを養成し、人材確保を図る研修を実施します。研修を修了した方は、区内にお住まいの利用者宅で生活援助(掃除・調理等)のサービスに従事する資格を取得でき、これらのサービスを提供する事業所で働くことができます。

最終日には、介護事業所によるしごと相談会を実施予定です。

【研修内容】

- 介護保険制度および総合事業について
- 高齢者の特徴について
- 職業倫理、接遇・マナー
- 個人情報保護および守秘義務について
- 高齢者とのコミュニケーション
- 生活援助(家事援助)の方法
- 緊急時の対応方法

【申込】1月8日(火) ※定員になりしだい終了

【申込】1月8日(火) ※定員になりしだい終了

回	日時	研修内容
1	1/9(水) 10:00~15:00	○介護保険制度および総合事業について
2	1/10(木) 10:00~15:00	○高齢者の特徴について ○職業倫理、接遇・マナー ○個人情報保護および守秘義務について
3	1/11(金) 10:00~15:00 15:00~16:00 しごと相談会	○高齢者とのコミュニケーション ○生活援助(家事援助)の方法 ○緊急時の対応方法

○結婚祝や葬式の香典(ただし、政治家本人が自ら出席し、通常一般の社交の程度を超える場合は、処罰の対象外)

あいさつ状の禁止

政治家は、選挙区内の人に対して、答礼(相手方への返事)のための自筆によるものを除き、年賀状、寒中見舞状などの時候のあいさつ状を出すことは禁止されています。

後援団体の寄附の禁止

後援団体(いわゆる後援会)が、選挙区内の人に花輪、香典、祝儀その他これらに類するものを

忘年会や新年会の案内状には会費を明記

会費を徴収する忘年会や新年会などで、政治家の方を招く場合には、必ず案内状に会費を明記してください(金額は他の参加者と同じ金額)。

【選挙管理委員会事務局】

☎(3647)9091

FAX(3647)9592

経営・創業・税務・労務相談

専門の資格を持つ相談員がアドバイス

区では、区内の中小企業の方を支援するため、江東区経営相談員(中小企業診断士など)と税理士・社会保険労務士による無料相談を実施しています。

経営でお困りの方や、これから創業をお考えの方、税務・労務についてお知りになりたい方は気軽に相談ください。

【経営相談】

経営、店舗設計・運営、事業継承、廃業など経営全般の相談をお受けします。

【創業支援相談】

新たに事業を始めたい方へ、開業のための手順や融資について具体的な助言をします。

【巡回相談】

店舗のレイアウト変更などで現地での面談が必要となる事業

【税務相談】

東京税理士会江東支部の協力により、確定申告や決算等の税務に関する相談をお受けします。

【労務相談】

東京都社会保険労務士会江東支部の協力により、人事・労務管理や社会保険に関する相談をお受けします。

【経営アドバイザー派遣】

区内事業所、店舗を訪問して経営改善や店舗の改装等のアドバイスを行う派遣事業も実施しています。ご活用ください。

【電話】で経済課融資相談係

☎(3647)2331

FAX(3647)8442

【電話】で経済課融資相談係

☎(3647)2331

FAX(3647)8442

凡例 時日時 場所 集集合 対象・定員 費用 内容 師講師 保一時保育 縮縮切日 申申込 問問合先 HPホームページ Eメール